**にかほ市中小企業振興資金融資あっせん制度について**

**（マルに融資制度）**

[制度内容]

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 中小企業振興資金  （マルに） | 小規模企業振興資金  （マルに小口） | 中小企業創業資金  （マルに創業） |
| 対象者 | 中小企業者及び小規模事業者で、にかほ市内に1年以上住所又は事業所を有し、現に事業を営んでいる市税完納者 | 小規模事業者で、にかほ市内に1年以上住所又は事業所を有し、現に事業を営んでいる市税完納者 | 市民かつ市内で新たに創業予定、又は創業から５年未満の個人または中小企業者で市税完納者 |
| 資金使途 | 事業に直接必要な運転資金及び設備資金 | 事業に直接必要な運転資金及び設備資金 | 事業開始に必要な運転資金及び設備資金 |
| 融資限度額 | 2,000万円 | 2,000万円 | 1,000万円 |
| 貸付期間 | 10年以内 | | |
| 貸付利率 | 1.95％  （市が1/2補助） | 1.75％  （市が1/2補助） | 1.75％  （市が1/2補助） |
| 保証料率 | 年率1.90％以内  （市が全額補助） | 年率2.20％以内  （市が全額補助） | 年率0.88％以内  （市が全額補助） |
| ・融資限度額　（マルに）+（マルに小口）+（マルに創業）≦2,000万円  ・貸付利率と保証料率は、にかほ市と秋田県信用保証協会との保証制度契約で定める。 | | | |
| **「小規模事業者」**  　中小企業信用保険法第２条第３項第１項から第６号までに定める小規模企業者  　（常時使用する従業員の数が２０人以下の会社及び個人（商業又はサービス業を主たる事業とする  事業者については５人）等）  **「創業資金」対象者**  　産業競争力強化法第２条第２３項第１号から第４号までに定める創業者  　（事業を営んでいない個人が新たに事業を開始又は会社を設立し、事業を開始するもの。  また、創業を行った個人又は会社で事業を開始した日以後５年を経過していないもの） | | | |